慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中世チューリヒ市の統治者と政策
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.11 (1942. 11) ,p.885(1)- 909(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19421101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19421101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

澤木 梢（四方吉）著

西洋美術史論攷

（クラシックの典雅なるルネサンスの絢爛たる、悉くこれ美術史研究の大道を往く雄作十數編を收めたる決定版。）

近刊豫告

三田學園の一角に我國最初の學問的美術史を打ち樹てたる——故澤木四方吉教授のライフワーク

豊な觀察力と知識を組織立てる學問的頭腦と之を表現する勝れた材能とは美術史家たる者に缺くことの出來ない必須の條件である。澤木先生はこの條件を具備し得た稀世の美術史家の一人に屬する。先生は我國に初めて學問的美術史を導き入れ、之を打ち樹てた最初の人であつて、その長からぬ四十五歳の生涯をこの爲に捧げた先生の努力の跡は寔に偉大といはなければならぬ。先生は愛情を以て美術作品を觀、熱情を以て之を說き、又筆を執れば流麗、則ち珠玉の文を成した。本書は久しくその絶版を惜まれてゐた「西洋美術史研究」全二卷（岩波版）より、研究的方面の勞作のみをを編んで一卷に纏めたものである。先生の文はこれ、常に啓蒙的熱情を以て書かれ、總べて所謂「古くして新しきもの」、美術史學志望者には大指針、美術愛好者には良き伴侶たるを信じて疑はない。

（編纂者の言葉）

東京市芝區三田二ノ一　慶應出版社　電話三田(45)二七九一　振替東京一五八一八〇

三田學會雜誌　第三十六卷　第十一號

中世チューリヒ市の統治者と政策

高村象平

一

大約第十三世紀の後半から第十五世紀にかけての間に、獨逸諸都市は市政掌握を繞るパトリチアとツンフト勢力との爭ひを經驗した。ツンフト鬪爭と通稱せられるものこれである。その結果について、例へばザンダー氏はその「獨逸都市制度史」に次の如く概說してゐる。

「大抵の都市でパトリチアの支配は破れた。場合によつてはパトリチアがその都市から放逐されることもあつたが、通例としてはパトリチアがツンフトに加入し、爾後引續いて都市政府はこのツンフトのものとなつた。即ちツンフトは同職組合から政治クラブになつたわけである。小さなツンフトや個人は重きをなすツンフトの成員となり、以て該ツンフトによる政治勢力に均霑せんとした。かくて各都市には十二乃至二十の政治的大ツンフトが形成され

たのであつた。その中の若干は門閥や大商人のツンフトであるが、大多數は手工業者の占めるところであつた。然しこの後者も一部分は商人の指揮の下に置かれてゐたのである。從つてツンフト支配だからとて直ちに手工業者の支配であるとは做し得ない。これはツンフト支配によつて該都市の生産者層が政治的支配に勢力を及ぼし得た場合にのみ、かくいひ得るのである」(1)と。

このザンダー氏のいふところは、概説なのであるから敢てあげつらふこともないともいへるのであり、又その冒頭に「大抵の都市で」との限定を附してゐる故に、これに留意すればよいともいへるのであるが、中世獨逸都市におけるツンフト闘爭の結果は、その總てがツンフト側の勝利、從つてその目的とした彼等の政權獲得に終つたのではなかつた。既に他の箇所において一言したところであるが(2)、謂ゆる商業都市においてはツンフト闘爭によつてツンフト支配が齎らされても、その期間は極めて短く、概ね一・二年長くも十數年の後には再びパトリチア支配に復歸してしまつてゐる(3)。かかる短時日の支配は、「大低の都市で」「爾後引續いて都市政府はこのツンフトのものとなつた」といふ論據たり得るものではない。のみならずザンダー氏がツンフトの内容變化を説き、ツンフトの支配必ずしも手工業者の支配を意味するに非ざることを述べてゐるのを見れば、「大低の都市で」舊來のツンフト勢力がその支配を確立することはなかつたといふ方が却つて妥當である。寧ろ端的には、ツンフト闘爭によつてもパトリチア支配は一時停止されたに過ぎなかつたといひ得やう。

しかもこれを裏書し、同時にザンダー氏の所説の後半部分を立證したものとも做し得る研究が、近年ケルター教授によつて行なはれた。同教授の著書「中世都市經濟時代の價格公定史」における中世都市の類別に關する箇所がこれである(4)。即ち教授は中世獨逸都市を、(一)パトリチアの統治せる都市、(二)パトリチアとツンフト勢力との統治せる都市、(三)實際にツンフト支配の行なはれた都市に三分類し、(一)にはケルン・ニュルンベルク・デュイスブルク・ウェーゼルの四市を、(二)にはシトラースブルク・ウルムの二市を、(三)にはチューリヒの一市を配されてゐる。前記のツンフト支配が短時日を以て終つた都市或はパトリチア支配が一時停止されたに過ぎない都市とは、まさにこの第一類に屬するものである。又ザンダー氏が「ツンフト支配だからとて直ちに手工業者の支配であるとは做し得ない」といふ都市が第二類であり、「ツンフト支配によつて該都市の生産者層が政治的支配に勢力を及ぼし得た」ものが第三類である。ケルター教授の著書はその書名によつても明かなやうに、中世獨逸都市の分類を主題としたものではないのであるから、教授の擧げられた合計七市は夫々の類別における代表的なもののみと做すべきであつて、その全部でないことはいふまでもない。從來の獨逸經濟史についての概論に從へば、中世部市は第一類及び第三類のいづれかに屬することになるのであるが、その中間形態として第二類の都市を擧示されたことは、縱令その存在について既に――例へば前記ザンダー氏によつて――指摘されてゐたのであつたとはいへ、興味なしとしない。殊に第三類の都市について教授が、「實際のツンフト支配の行なはれたのは極めて少數であるらしい」とて、チューリヒ市だけを擧げられてゐることは注目に價する。

前掲七市の中、過半數は南獨逸經濟圏に屬してゐる。私はケルター教授の著書に接して後、その分類標準に從つてツンフト闘爭後の南獨逸諸都市の統治者について若干類別をしてみた。素より文献渉獵の範圍は限られたものであるから、その成果は甚だ貧しいが、現在までに調査せる都市數二十一（ケルター教授の擧げられた四市を含む）、その内譯をいへば第一類が十市、第二類が十市、第三類が一市（チューリヒ）である。しかもこの二十一市は概ね多かれ少かれその名の知られてゐる都市であつて、その故に夫々について數種宛の文献に接することも出來たわけである。

然しこの他に一般には知られぬ、しかも謂ゆる中世都市としては却つて常態の小都市が多數あり、これ等がどの分類に屬するかを辨へることの方が南獨逸についての全體的觀察にとつては遙かに必要なのであるが、求むべき文獻のない限り如何ともなし難い。恐らく第三類に屬すべきものは、このありふれた中世都市の中に多く見出されるのではないかとも考へられるのであるが、立證すべき資料を缺く以上それは單なる推測に止まる。

本稿においては、ツンフトの支配が長らく繼續された南獨逸都市チューリヒについて、その統治關係とそれに發する同市の經濟政策、特に手工業關係の政策とを考察する。これは謂ゆる都市經濟政策の內容を親ふための一階梯としてである。パトリチアの統治した商業都市におけるそれとは如何なる異同點を有するかを識別せんがためである。チューリヒは政治的區分よりいへば、一三五一年瑞西同盟に參加した後は嚴密には獨逸都市とはいひ得ないが、然し經濟的には依然南獨逸經濟圈內に包攝されてゐたのである。アマン氏の指示してゐるやうに、瑞西における獨逸語使用地域と佛蘭西語使用地域との境界――それは略々ビールとフライブルクとを結んだ線を以て劃されるが、この東側の大部分は南獨逸經濟の諸特徵を具えてゐたのであつた(5)。のみならずチューリヒ市は、同盟の一員となる以前には一二一八年以來獨逸帝國直屬都市だつたのであるから、中世における南獨逸都市として取扱ふの恒である。然しその他方においてこの都市は、ニュルンベルクとかアウグスブルクとかの狹義の南獨逸都市とは異なつた性格を帶びてゐた。そのことについては以下に關說するところである。

(1) Paul Sander, Geschichte des deutschen Städtewesens. Bonn u. Leipzig. 1922). S. 155.
このザンダー氏の著者は、中世獨逸都市研究の概說書としてよく繼つてゐると思ふのであるが、處々に承服しかねる主張が見出される。例へば中世の村落と都市との相違を示すに當つて、前者においては村民が相互によく相交つて謂はゞ一體をなしてゐたに對し、後者においては仕事の上では交渉あり居所は相接してゐたにも拘らず、密接な人的結合はなく、個々の市民は都市なる全體を構成する獨立せる原子たるに過ぎなかつたといふ(S. 142.)。これは近代的大都市の姿を以て中世都市の特質となすものであつて、その誤りなること縷言を要さないであらう。

(2) 拙稿「中世獨逸商業都市の手工業政策――リュベック市について」(歷史學研究、第百四號)

(3) 年代順に若干の例をあげれば、ニュルンベルクにおけるツンフト支配は一三四八―四九年、フランクフルト・アム・マインでは一三五五―六八年、ケルンでは一三七〇―七一年、ブラウンシュワイクでは一三八四―八六年、ミュンヘンでは一三九八―一四〇三年、リュベックでは一四〇八―一六年、ブレーメンでは一四二六―三三年であつた。かういつた有名な商業都市ばかりでなく、これ等に比して比較的規模の劣る都市においても同じ傾向が見られる。その一例として南獨のローテンブルク市について拙稿「ローテンブルクの手工業者」(歷史と生活、第五卷第四號)を參照せられたい。ここでのツンフト支配は一四五〇―五五年に亙るものであつた。

(4) Ernst Kelter, Geschichte der obrigkeitlichen Preisregelung. I. Die obrigkeitliche Preisregelung in der Zeit der mittelalterlichen Stadtwirtschaft. (Jena. 1935). S. 151 ff.

(5) Hektor Ammann, Die wirtschaftliche Bedeutung der Schweiz im Mittelalter, Historische Aufsätze: Festschrift für Aloys Schulte. (Düsseldorf. 1927). S. 112-3.
尙同氏によれば、中世における瑞西の經濟地域は、第十五世紀における瑞西同盟の政治的領域に略々同じく、それは今日の瑞西における獨逸語使用地域に該當する。

二

ザリア朝諸帝の時代に、ツェーリング家のベルトホールド伯がチューリヒ管領となり(一〇九八年)、又ブルグンドに

設置された總督管區も同家の所領となつて以來（一一二七年）、ライン河以西デュネーヴ湖に亙る廣大な地域はツェーリング家の世襲地となつた。ツェーリング公によるフライブルクやベルンの都市建設（一一七八年及び一一九一年）は、同家の勢威增強に敵對する聖俗諸侯、就中その西方のサヴォイ伯の勢力に對抗するためであつた(1)。然るに一二一八年ツェーリング家が死絕するや、その所領地の大部分はキーブルク伯の領有に移つた。但しこの時ベルン・チューリヒ・ゾロツルンの諸市は、皇帝フリードリッヒ二世によつて獨逸帝國直屬の自由都市たることを特許されたのであつた。

ここに獨自の裁判權を與へられたチューリヒ市は、やがて市政を擔當する機關として市會を設定した。それは一二四五年頃といはれてゐる。然し帝國都市としてその獨立を認められたとはいへ、尙チューリヒ市に加へられる分邦諸侯の壓力には大なるものがあつた。遂にチューリヒ市會は、キーブルク伯領を接收するに至つたハプスブルグ家（一二六四年）を同市の保護者として認めねばならなかつた。但しハプスブルグ家はルードルフ三世の代に獨逸國王の地位を得たのであつたから（一二七三年以來）、この市會の保護者選定は當を得たものであつたといへる。即ち一二一八年以來同市の享受せる自由と獨立とは毀傷されることなく保持されたわけである。一二八一年にはチューリヒ最古の都市法（Richtebrief）が編まれてゐる。

然るにハプスブルクのルードルフ王が、東は墺太利一帶の地から西は右の瑞西地方に至る地域を領有した時、先づ以てこれに劃一的行政を施き稅制を確立することを圖つた。命を奉じて中央より諸地に派遣された諸代官の中には、夫々の土地の特殊事情に通曉せざるため、峻嚴その度を過ぎて苛酷に及ぶ者も尠くなかつた。瑞西についていへば、周知のウィルヘルム・テルの譚はその一證である。遂にルツェルン湖畔一帶の謂ゆる Waldstätte 地方の小自營農民は、中央集權的王權の過度の壓迫に對抗するために、一二九一年八月ルードルフ王崩逝の直後 Der ewige Bund der Waldstätte を結成するに至つた(2)。この盟約は後年の瑞西聯邦の基礎たるものである。續いて同年十月チューリヒ市は Waldstätte の主力をなすウリ・シュウィッツ兩州との間に三年間の攻守同盟を結んでゐる(3)。これは、同市やバーゼル、ザンクト・ガレン等諸市の富有な市民にとつては、ハプスブルク中央集權の確立に反對すべき直接の理由はなく、從つて三原州（ウリ・シュウィッツ・ウンターワルデン）の盟約締結にはイニシアチヴを採ることなかつたとはいへ、尙ハプスブルク家の後嗣者の强力な諸要求に備える手段として、攻守同盟を持つことが必要な措置と考へられたからであつたと做すべきであらう。

この頃チューリヒ市の市政は、ここに古くから定住せる上層門閥によつて掌握されてゐた。この上層門閥を構成するものは、一は謂ゆる市民、他は騎士である。前者は或は商業に從事し、或は財產や所有地からの收入によつて生活を營なんだが、後者に屬する者は商業その他の營利行動に出づることなく、父祖傳來の騎士たる地位にあるが故に市政に參劃する資格を有したのである。かかる相違はあつても、然しこの市民と騎士とは共に上層門閥として身分上は等位にあつた。のみならず相互の間には姻戚關係によつて密接に結ばれたもの尠くなかつたのである。これ等門閥グループの他方には、チューリヒ市にも中世都市の恒として手工業者が定住してゐた。彼等は謂ゆる完全市民とは看做されてゐなかつた。參政權もなければ、又市民たる權利を行使することも許されてゐなかつたのである(4)。從つて第十三世紀末に至るチューリヒ市は、門閥上層或はパトリチアの統治する都市であつたと規定される。

然るに第十三、四世紀の轉回期を境として、舊來のチューリヒ市統治者の勢力に變化が現はれて來た。一般に中

世都市の發展を決定した要因としては、その地理的位置、該市の生産物の販路、近隣封建勢力との政治關係の三者が擧げられる。素より嚴密には、嘗てジーフェキング教授が强調されたやうに、諸都市の發展過程を或る統一的形式に纏めることは排斥すべきであるが(5)、然し中世諸都市の示した多樣な或は多面的な發展形態にも拘らず、尙右の三要因が都市の動向を定めるに與つて力あつたことは否めない。第一の地理的位置とは、その都市が交通路の交叉點に當るとか、産物豐富な地方の中心點であるとかの謂ひであり、第二の販路の廣狹とは、大にしては最も利益多き輸出貿易のそれから小にしては謂ゆる封鎖的都市經濟下の交易に亙るものである。第三の近接分邦諸侯との對外政策的關係については、敢て説明を加へるまでもない。

ところでチューリヒ市は、南北兩歐を結ぶアルプス越えの交通路・セプチマー路とベルンハルヂノ路との中で前者の通過地點であつた。このセプチマー峠を越える交通路は、コモ・ワルゼン・チューリヒの諸湖水及びリンマート・ラインの諸河川を利用するものであるから、その西方のベルンハルヂノ山腹を横切る路線に比して、商貨を携行する商人には便宜が多かつた。然しこの交通地理的優越からして、チューリヒ市が南北兩歐或は獨伊兩國を結ぶ路線上の通過貿易のシターペル地點として繁榮するに至つたと速斷することは出來ない。といふのは第十三世紀には既にゴタルド峠經由の道路が利用されてゐたからである。素よりこのゴタルド路自體は、南獨逸とヴェネチアとを結ぶブレンネロ峠越えの路線に對しての、ヂェノアの競爭路線であつて、セプチマー路に對抗すべく開かれたものではなかつた。然しゴタルド路は南獨と北伊とを結ぶ最短路線であつた。これによつて謂はゞ弓形に大迂回するセプチマー路の利用度は甚だ減ぜざるを得なかつた。その結果はチューリヒ市における通過貿易の減少である(6)。それはチューリヒ統治者の中で、交易・特に通過貿易利潤に均霑してゐた市民層の經濟的基礎の狹少化であつた。

チューリヒ市に加へられたこの損失は、後に第十五世紀に至つて一部分償はれるに至る。即ちドッゲンブルク伯の遺領を繼ぐての謂ゆる Alter Zürichkrieg（一四三六―五〇年）によつて、同市は肥沃な農産地をその市域に包含することが出來、ここにチューリヒは、內部瑞西（シュウィッツ・アインジーデルン）東部瑞西（マルヒ・ガスター・グラルス・サルガンス・グラウビュンデン）に穀物を供給するシターペル地點となつたからである(7)。然しこれはいま問題とする時點よりも一世紀餘も後のことである。第十三世紀末には、前記の交通路の影響によつて、鐵・鋼・鹽等のチューリヒ通過貿易量は減退した。そこでこれを補ふ當面の對策として、同市に產する織物・特に絹織物の生產增强とその販路擴大とが圖られたのであつた。この遠隔地貿易にとつては、同市がハプスブルグ家の保護下にあることが大いに役立つたのである。その輸出に對して封建諸侯の干涉の手が伸ばされる惧れもなく、遠くはウィーンや洪牙利、波蘭、近くはロートリンゲン、シュワーベン地方にこれを當却することが出來たのであつた。

かくて第十四世紀初年には、右の遠隔地貿易に參加した商人がその經濟力を反映して市會において優越的地步を占め、從來市政上同格者であつた騎士層を遙かに凌ぐに至つた。即ちこの世紀の二十年代に、十二名の市會議員の中で騎士は僅かに一名。それ以前は少くとも四―六名であつた。これから見れば、市政における騎士の地位は手工業者のそれと何等選ぶところなくなつたといつてよい(8)。ここに彼等騎士は手工業者を好餌を以て誘ひ、以てその勢力挽回を策した。その好餌とはツンフト制度の設定であつた。即ちチューリヒ市はそれまでパトリチア支配の都市の典型的特徵の一つとして、手工業者がツンフトを結成することを嚴戒してゐた。例へば一二九一年、一三〇四年と禁令が發せられてゐる(9)。しかもこれが繰り返へされてゐることは、手工業者の間にツンフト結成の企てがあつたことを推定せしめるものである。のみならず或る種の手工業においては、ツンフトとか組合とかの稱呼をとら

ないだけで、既に同職的結合が存してゐたやうである(10)。從つて右のツンフト結成の禁止令は、經濟的な組織として存した同職組合が政治的組織と化することを禁じたものであつたとも考へられるのであるが、據るべき資料の不足からこれは推定以上に出づることが出來ない。とにかく一三三六年騎士・手工業者の連繫によつて從來の市會勢力が覆べされるまでは、チューリヒには手工業者のツンフトなるものは存しなかつた。

この年六月騎士ルードルフ・ブルンの指揮の下に市會を襲ひ、議員の職を褫奪しこれに服屬する者を追放した直後、シトラースブルク市に倣つたツンフト統治が實施された。手工業者をも含めた全市民は、Constafel と十三のツンフト（謂ゆる政治的ツンフト）に分割され、前者には騎士・貴族・地代によつて生活する市民・商人（毛織物商人・兩替商人・鹽商人）と金細工匠が參加し、後者には金細工匠を除くすべての手工業者が夫々職業別に配屬された(11)、新市會は Constafel より十三名（騎士六名と市民七名）、各ツンフトを代表する親方十三名、合計二十六名を以て構成され、これを統べ且つチューリヒ市を代表する最高指揮者として騎士の中から選出された市長があつた。最初の新市長は前記のブルンである。

これを以てすれば右の謂ゆるブルン革命は、チューリヒ市政における騎士支配の確立ともいふべく、未だ手工業者の市政掌握といひ得るまでには至らなかつたのである。手工業者は多年要望してゐたツンフトを公然と結成し、斯業内部の諸件々を自主的に處理し得、且つこのツンフトを通じて市政に參劃することを得たことを以て足れりとなしてゐたのであつた。從つてこの變革は、一三三二年のシトラースブルク市における市政改革と相並んで、ツンフト革命乃至はツンフト支配の達成と倣され(12)、以てその後西歐の各地に擴まつた新秩序＝民主的市政の成立の一環として重要視されてゐること多いが、然しシトラースブルクの謂ゆるツンフト支配がその實質においてそれまで市會において優位を持してゐた騎士勢力の驅逐に過ぎなかつたことと類似して(13)、チューリヒにおけるブルン革命は從來市政を支配した大商人的門閥の排除に終つたにとどまるのであつた。しかもこの大商人勢力の驅逐は既述の商品販路の問題と連なることになり、同時に隣接領邦權力との政治關係も亦チューリヒ市の爾後の動向を規定する大きな力となつたのである。これについては節を改めて述べよう。

(1) Wilhelm Oechsli (Bearb.), Quellenbuch zur Schweizergeschichte. Kleine Ausgabe. 2. verm. Aufl.(Zürich. 1918). Nr. 11. u. 12.

(2) Ebenda. Nr. 20.

(3) Ebenda. Nr. 21.

(4) Hans Schulthess, Die politische Bedeutung der Zünfte im Zürcherischen Staatswesen (1336-1866). (Zürich. 1926). S. 3.

(5) Vgl. Heinrich Sieveking, Die mittelalterliche Stadt. VSWG. Bd. 2. (1904)

(6) Aloys Schulte, Geschichte des mittelalterlichen Handels und Verkehrs zwischen Westdeutschland und Italien mit Ausschluss von Venedig. Bd. I. (Leipzig. 1900.) S. 169 ff., insb. 190.

(7) Werner Schnyder, Die Bevölkerung der Stadt und Landschaft Zürich vom 14.-17. Jahrhundert. (Zürich. 1925.) S. 102.

(8) Schulthess, a. a. O. S. 4.

(9) „das nieman werben noch tuon sol einhein zunft noch meisterschaft noch gesellschaft mit eiden mit worten noch mit werchen." (Kelter, a. a. O, S. 156.)

(10) 例へば十三〇四年の新都市法の一部に、チューリヒ市において皮革を賣却せんとする外來商人は、鞣皮匠に對して一定量につき一定額を與ふべき旨を規定してをり、又一三三五年乃至三六年の市會の命令には毛皮製造匠を antwerk と記載してゐる。(Vgl. Werner Schnyder (Bearb.), Quellen zur Züricher Wirtschaftsgeschichte. 1. Lief. Zürich. 1934. Nr. 77 (S. 44), 133.) 前者は鞣皮匠が共同金庫を所有してゐたことを前提とし、後者のハンドウェルクとは市會に下屬した謂ゆるアムトに近いものと考へねばならない。

(11) Oechsli, a. a. O. Nr. 32, 33; Schnyder, Quellen. Nr. 36; Schulthess, a. a. O. S. 24.

(12) 例へばノイブルク氏はいふ、シトラースブルクでは一三三二年の變革の結果、諸ツンフトは完全な支配者となつた。(C. Neuburg, Zunftgerichtsbarkeit und Zunftverfassung in der Zeit vom 13. bis 16. Jahrhundert. Jena. 1880. S. 229.)

(13) この問題は、既揭のケルター教授の謂ゆるパトリチア＝ツンフト勢力の統治せる第二類都市群に關するものであるから、本稿においては關說しない。

三

既述の如くチューリヒ市はパトリチア支配の末期（一二九一年）にワルドシテッテと同盟したとはいへ、それは同市の存續を圖る應急の便宜手段に外ならなかつたのであつて、支配層たる商人的パトリチアにとつては、ハプスブルク家の保護の下にある方が却つて商品輸出上得策なのであつた。從つて一三一五年ワルドシテッテの農兵と墺太利騎士軍とがモールガルテン峠に戰つた時には、チューリヒは後者の側についてシュウィッツの農民を相手としたのであつた(1)。そして一三三六年の政變によつて同市の首腦者が交代した後においても、新市長騎士ブルンはその身分關係の上からしても當然ハプスブルク家と友好的關係にたつことを求めてゐたのである。然るにこの騎士（そして手工業者）層によつて同市の舊市民的門閥が追はれ、彼等がチューリヒ市より程遠からぬラッパースヴィル伯領にその庇護を求め、その勢力にたよつて政權奪還を圖つたことは、同市とハプスブルグ家との關係を一變せしめる機緣となつた。といふのは、ラッパースヴィル伯はハプスブルグ家と緣故關係にあつたからである。ここにチューリヒは謂はゞ向きをかへ瑞西三原州の支援を求めてこれを得た。一三五一年における謂ゆる Der Zürcher Bund 或は Der ewiger Bund と稱せられる盟約がこれである(2)。

然しながらこの「永久同盟」も決してそれに冠した形容詞の如くではなかつた。この盟約の直後一三五五年に至るまで繼續した對墺太利戰は、これに先立つペスト流行（一三四九年）と相俟つてチューリヒの人口をかなり減少せしめたのみならず(3)、同市の主要產業たる絹工業の販路梗塞の主因であつた。遂に一三五六年同市は再び墺太利の王家の同盟者となるに至つた。斷るまでもなく、これは同市の貿易阻碍によつて損失を蒙る商工業勢力の要望に沿ふものである。この事情を物語る一資料として、ウィーン・洪牙利向けの絹製品の規格を定めた布告がある（一三六三年）(4)。それには、同市の絹織物の蒙つた損失をとりかへすためといふ趣旨が揭げられてゐる。要するに政治關係によつて外國市場のための輸出工業は衰退し、又この後者によつてチューリヒ市の對外政策は轉々せざるを得なかつたのである。そして最高首腦者たる騎士層と雖も、同市繁榮の經濟的基礎を無視してまでその欲するままに行動することは出來なかつたのであつた。

しかも騎士層がその行動を制約されたのは、その勢威既に曩日の强大さに缺くるところあつたからでもあつた。そして彼等の後退は、大商人勢力の復活によるのでない限り、同盟者たる手工業者層の擡頭となつて現はれる。これは一三七三年の第二都市法に示されてゐるところである。即ちこの時ツンフト親方は、從來市長のみにあつた市

會召集權を得た。市會が事件の審議を遲滯する場合には、これを獨行處理し得る權利を有するに至つたのである(5)。これは謂はゞ市會に對する監督權の獲得であり、市政における優越的地位の取得である。更にはブルンの死（一三六〇年）後、その後繼者及び市會に緊張さが漸次失はれつつあつたことの一證左である。加ふるに一三八四年には、この市會（小市會）と並存する代議機關たる大市會に對して大なる權能が賦與され、一三九三年の第三都市法にこれが明文化された(6)。シュルトヘス氏によれば、この大市會については八四年に始めてその名稱が記錄に現はれたといふだけであつて、市民總集會の意味の大市會はこれより以前から存してゐたのであつた(7)。これを構成するものは十三のツンフトの各々において半年毎に選出される新・舊六人衆とパトリチア約五十名、即ち約二百名より成るのであつた。從つて大市會においては手工業者の勢力が絶對多數を占めてゐたわけであるから、この大市會が市政上大なる權能を有するに至つたといふことは、第十四世紀末においてツンフト勢力が增大したことを意味するものに外ならない。たゞ代議機關に見られる手工業者層の優越も、直ちに同市において最高且つ最要な地位たる市長にまでは及ばなかつた。ブルンに嗣いでこの職についたリュドガー・マネースも騎士であつた。然し彼の死（一三八四年）後に、市長の終身制は廢止され、毎年大小兩市會によつて Constafel の中から二名の市長を選出することに改められた(8)。從つてここに騎士勢力は市長の地位も失ふに至つたわけであるが、然し彼等に代つたのは市民的門閥であつて手工業者ではなかつた。そしてその後約三十年事態はそのままに推移したのである。

Constafel に屬せず、又騎士にもあらざる階層からの市長が就任したのは一四一五年のことであつた。その名はヤーコブ・グレンドナー、鞣革匠ツンフト親方である(8)。この年を以てチューリヒ市政におけるツンフト勢力の支配は名實共に全く確立されたといふことが出來る。それはブルン變革から數へれば八十年を閲して後のことであつた。

そしてその翌年の市會の決議には、ツンフト親方の事前の承諾なくして如何なるツンフト成員も Constafel 成員も市會議員の候補者たることを得ずといふ(9)。以て市長・市會の地位を通じてツンフト勢力が完全に浸透してゐたことが解らう。爾來後述する短時日を除いて、長くチューリヒはツンフト支配の都市として存續した。中世における同市の二大市長と稱せられるルードルフ・シチュッシ及びハンス・ワルドマンは孰れも手工業者出身である。前者は一四三一年ジギスムンド帝から諸侯の地位を與へられ、又三三年には騎士に叙せられた。然しその在職中既揭のトッゲンブルク遺領獲得を繞つてシュウィッツ及びこれを支援する瑞西同盟者との間に不和を釀し、彼自身そのさなかに戰死した。この十數年に亙る長き紛爭はチューリヒ手工業に甚だ不利な影響を與へたものであつた。一四四二年同市の麻織匠ツンフトと毛織匠ツンフトとが合併するに至つた如きは(10)、その餘波の一つと做すことが出來る。それは斯業の衰微を語るものに外ならなかつた。然し他方において、有爲の市長は斃れても、右の Alter Zürichkrieg は既に一言したやうに、チューリヒの市域を擴張せしめたものであつた。ここに同市は內部・東部瑞西の背面地に對する食料供給市場となることが出來た。或は農耕地と商工業とを共に有する謂はゞ典型的な一都市國家に轉じたといふ方が適切な表現であるかもしれない。但しその工業の重要性は甚だ減退したのであつたし、又從來同市の發展に資した商業について見れば、その內容は織物輸出から農產物取引に一轉したわけである(11)。しかも、チューリヒ市の經濟的地位は退步しても、政治的領域――瑞西同盟の主要都市として――におけるその重要さは增した。特にそれは市長ワルドマンの時代において大となつた。彼の名は、瑞西地方に侵略の手を伸べたブルグンド公との戰（一四七四―七七年）における奮鬪と結んで世に傳へられてゐるが、グランソン及びマートンの勝利（共に一四七六年）以後、チューリヒの市政首腦者を訪れその好意を需める諸國の使節は多くなつた。それはチューリヒとの

提携、即ち果敢な傭兵の契約締結を策しての來訪であつた(12)。素よりこれは同市が前記の如く廣大な市域を擁してゐたことを前提とする。そしてこの傭兵は、その農村における過剰人口を調整する働きをなした(13)。然しその及ぶところ必要人口の一部分すらも外國の軍務に服せしめるに至つたのであり、ワルドマン自身も獨逸皇帝の年金受領者となつたのであつた。しかも彼に對する大なる聲望は、却つて彼をして同市の反對黨派による反動的行動の犧牲たらしめたのであつた。（一四八九年）14)。

ワルドマンが刑吏の斧の下に生を終へると共に、チューリヒにおけるツンフト支配も崩壞した。然しここに勝利を收めた Constafel も同年内に再び權力を失ひ、そしてツンフト政治が改めて採用されたのであつた。一四九八年の第四都市法は、ツンフト勢力が市政の指導者であることを明示したものである(15)。市長と市會とは協力して、二十四名のツンフト親方の中から最高親方を三名選出し、これに工業警察權と市政の統轄とを委ねることになつた。即ちこの三名は市長の補佐として、市長と共にチューリヒ市の秩序維持に當つたのである。Constafel から市會に送られる議員數は十八名に制限された（一五〇二年には僅か二名に減ぜられた）。從つてツンフト勢力が絶對多數を占めたことはいふまでもない。そしてこの統治形態は爾來三世紀、即ち一七九八年のヘルヴェチア革命に至るまで、殆んど變ることなく繼續されたのであつた(16)。この故にチューリヒ市は、ツンフト勢力によつて全く支配された都市と做されるのである。

（1）この戰ひにおいてワルドシテッテ農兵の收めた大勝利は、重裝甲の封建騎士に對する輕裝の瑞西歩兵の優越を示すものであつた。(Oechsli, a. a. O. Nr. 28.)

（2）Ebenda. Nr. 35.

（3）Schnyder, Bevölkerung. S. 104.

（4）Schnyder, Quellen. Nr. 258.

（5）Kelter, a. a. O. S. 153.

ブルン革命後の第一都市法は、政變の直後即ち一三三六年七月に發せられてゐる。

（6）その新たに賦與された權能の内容については明かでない。Schnyder, Quellen. Nr. 437. にはこの都市法の全文を掲げてゐない。

（7）Schulthess, a. a. O. S. 7.

（8）Ebenda. S. 6.

（9）Ebenda. S. 7.

（10）Walter Claassen, Schweizer Bauernpolitik im Zeitalter Ulrich Zwinglis. (Berlin. 1899.) S. 31.

この合併によつてチューリヒ市のツンフト總數は十二となり、これに伴つて小市會は Constafel と諸ツンフトとの代表者各々十二名を以て構成されることに改められた、

（11）チューリヒ市は第十六世紀末以降、絹織物・毛織物業の繁榮期を再び迎へた。これはその信仰の故に追放されそしてチューリヒ市に移住したロカルノの手工業者に負ふところ大なるものがあつた。(Schnyder, Bevölkerung. S. 105.)然しこれ等移住者には參政權が與へられなかつた。チューリヒ市は一五六〇―一七九五年の間、少數の例外はあつたが、來住者に對して市民權を賦與しなかつた。かかる封鎖的世界において、一度確立された手工業者支配が長く維持され得たことは、これを容易に理解することが出來る。

（12）Claassen, a. a. O. S. 31-2.

(13) Schnyder, Bevölkerung, S. 110.

(14) Schulthess, a. a. O. S. 8.

これ等兩市長の運命を見る時、それが略々同時代における南獨ローテンブルクの市長トップラー或は北獨リュベックの市長ウッレンウェーバーの經歷と末路とに相似るところあることを認めざるを得ない。

(15) Kelter, a. a. O. S. 154.

(16) Hans Bauer, Von der Zunftverfassung zur Gewerbefreiheit in der Schweiz 1798-1874. (Basel. 1929.) S. 51 ff.

四

以上においては一三三六年のブルン變革以來のチューリヒ市の諸ツンフトを、主としてその政治的側面において、即ち政治團體としての推移について窺つたのであるが、これ等ツンフトは又同時に經濟團體でもあつた。本節には經濟團體としての機能をチューリヒ市の統治と關聯せしめつつその主要な點について述べよう。既述の如くチューリヒ市に眞のツンフト支配が成立したのは一四一五年に至つてであるが、然しそれに先立つ八十年前、即ち一三三六年のブルン變革以來ツンフト政策は、それ以前のパトリチア支配時代に比して大きな變化を示してゐる。從つてここには一三三六年以後の時期を主として取扱ふことになる。

先づパトリチア支配時代（一三三六年以前）について一言すれば、手工業者は市會に全く下屬してゐたのであり、且つ既に觸れたやうに眞實であつたか否かは資料の上から確言出來ないが、少くとも表面上はツンフトの結成が嚴禁されてゐた。從つて一般に經濟團體としてのツンフトの特徴となつてゐる自主權の如きは、殆んど問題にならなかつたといつてよいであらう。又經營獨占權もなかつた。外來者（Gäste）がチューリヒ市の市場においてその搬入した商品を販賣することには何の支障もなく、彼等はチューリヒ土着住民と同等に取扱はれてゐたのであつた。これは一三〇四年の新都市法、一三二六年の乾草の市場搬入規定、一三三三年の葡萄酒搬入規定等からして認められるところである(1)。

然るにブルン變革後、多くのツンフトが設立された。それ等の設立文書には夫々の謂ゆるツンフト規約も併記されてゐるが、金細工業を除いて他のいづれも各ツンフト自身によつて作成され、それを新市會が認可するといふ方法をとつてゐる。金細工業が唯一の例外として、その規約が市長及び市會によつて制定されたのは、手工業の中で斯業だけがConstaffel に配屬されたことに由來するのであらう。ところでこれを除いた他のツンフト規約に對する認可といふ點だけをとると、新市會も尙依然としてツンフトを下屬せしめてゐたとも考へられ易い。然しこれは、市會が謂はゞ監督官廳として立場から認可することによつて該規約に法的效力を與へるといふだけのことに過ぎない。それよりは、ツンフトがその規約を自ら制定したといふことを以て、ここにツンフトが有するに至つた自主權の大なることに留意すべきであらう(2)。のみならず或る種のツンフトにおいては、製造や販賣の規約を自主的に——親方及び六人衆の合議によつて——制定し市會の承認を求めずして實施したのであつた(3)。

次に自主權の發動として、謂ゆるツンフト强制がある。又首腦者たるツンフト親方及び六人衆の選出（年二回）には市會の干渉がないこと（從つて選出された首腦者の認許を市會に請求する要はない）、これ等首腦者がツンフト內部の諸事項を自主的に處理し裁判し得ること、この裁判權に伴つて違反者より徴せる罰金はツンフト共同金庫に收められること等が擧げられる。しかもツンフト裁判權は、單に當該ツンフト成員に對してのみでなく、外來者にも及ぼされた。但しこれは即決犯に限るのである。そして違犯者から徴した罰金は、その全部がツンフトの收入とな

つた(4)。この罰金徴收については食料品業が特殊例となつてゐる。即ち食料品製造規定違犯による罰金に限つて、市會が全額を收納するか(肉屋)、又はこれを折半して市會と該ツンフトとの收入となつた(パン燒)(5)。かかる食料品業に對する特例は、中世都市において食料品政策が全市民の福利を第一とする規範に從つて決定されるを恒とした事情に基づくものと説明される。それは必ずしもチューリヒ市會が同市の食料品業を抑壓したといふことではない。寧ろ反對に、同市の市會において、パン燒匠の如きはその勢力强大なるものに屬してゐたのであつた(6)。それ故にこそ斯業にあつては罰金の半額なりともツンフトが收得することになり、他方肉屋は罰金の一部分すらも得ることが出來なかつたといふべきであらう。即ち同じく食料品業と一括されても、夫々が市會において占めた勢力の如何を反映して、かかる差異を生んだのであつた。

ところでこの食料品業とそしてそのツンフトの市會における地位の相異とに關はるものとして、食料品價格公定の問題がある。一般に中世都市において生活必需品、特に食料品の價格が公定されたこと周知の事實である。これの制定に當るものは恒に市會即ち市政府當局であつて、業者即ちツンフトではない。そしてその公定價格は單に制定されただけに止まるといふのではなく、當局又は業者が特に任命した監視委員により或はその兩者協力の下に、これの遵守が勵行された。通説に從へばかかる價格規制は、消費者の保護と生産者の保護とを目的とするものである。即ちこの規制によつて、消費者は公正と做された一定の價格以上を支拂ふことなくして正當な品質と量とを購入し得べく、他方生産者はその生存を保證されることになる。素より都市の一般市民たるものは消費者であると同時に生産者であるを通則とするから、この二つの立場に分つていふのは説明の便宜に止まるのであつて、價格公定なる方策は、消費者の保護と生産者の保護との兩者を同時に包含するのである。然しこの公定が市會のツンフト政策として行なはれるといふ場合には、市會が謂はゞ中立的第三者として生産者に對處し、以て消費者の利益の侵害されるを阻止するといふ一面が强調されることになる。しかもこの觀方は、一方において生産者は營利精神を持するものとし、他方において市會は謂ゆる衣食理念を法的强制によつて貫徹するといふことを前提としてゐる。從つてパトリチアの統治する都市ならば、パトリチアによるツンフト的エゴイズムの克服といつた形を採ることになる。然るにチューリヒは前述の如くツンフト勢力の統治する都市であつた。規制者も被規制者も、縱令上層下層の差異はあつても、共に生産者の立場にある者であつた。それ故若しチューリヒに食料品價格が公定されこれが嚴重に施行されたとするならば、同じツンフト成員が爲政者の立場においては衣食理念の實現を圖り、生産者としては營利追求を旨とするといつた謂はゞ二重人格的存在としてみることが必要となるであらう。勿論かかるヂレンマは、衣食理念と營利精神とをアンチテーゼとすることから生ずるものであつて、嘗てケルター教授の指摘されたやうに(7)、「衣食」なる概念内容を時代と場所とによつて異る廣汎なものとし、利得とか生存の根柢とかをも意味するとの解するならば、敢て問題視することはないのである。

のみならず、右の一應豫想される懸念も不要であつた。といふのは、チューリヒ市においてはパンや魚類に對する價格公定はなかつたからである(8)。然し肉や葡萄酒の價格は第十五世紀になつてから公定されるに至つた(9)。この差異は既に關説したやうに、夫々のツンフトが市會において占める地位によるものであらう。そして主要食料品の價格が公定されることなく、又公定されても可成り後に至つてからであつたといふことからして、ツンフトの支配した都市の市會では、價格の規制を嫌つたと直ちに斷言出來ないとしても、これを肯定する一つの論據が與へられたといはねばならない。

チューリヒがツンフト支配の都市であつたがために、その經濟政策において特に顯著な異色を示したものは、外來者に對する多くの諸制限であつた。それは甚だ嚴重なものであつた。前述の外來者に對するツンフト裁判權の適用もその一つであるが、その所以を例へば雜貨商ツンフト規約について觀へば、それは外來者の小賣取引を阻止しその競爭を排して以て斯業を保護することに出づるものであつた(10)。この外來者の競爭の排除といふことが、チューリヒのツンフトの對外來者政策の目標だつたのである。寧ろ端的にいへば、この政策によつて外來者を同市の市場から全く閉め出すことが圖られたのである。そのための方法として採られたものは、外來者の商品搬入禁止をはじめとして(11)、外來商人は一定の場所（多くツンフト集合所）においてのみ販賣し得るも、所定の手數料をツンフト金庫に支拂ふを要すとするもの(12)、或は外來商人自身の往來に制限を加へること等種々の程度に亙つてゐる。要するに外來商人の市場立入を禁ずるのではないが、然しここに來つて販賣する限りツンフトの統轄の下に置かれることを條件としたのであつた。かかる政策は諸ツンフトのチューリヒ市場獨占を招來せざるを得ない。この市場支配は消費者＝市民の福利とは概ね一致しないものであるが、それに拘りなく實施されたのであつた。それはツンフトが市會において占めてゐた勢力を利用したからである。

(1) Schnyder, Quellen, Nr. 77, Nr. 108, Nr. 124.

(2) 雜貨商ツンフト規約について Ebenda. Nr. 137. 漁夫ツンフトは Nr. 138, Nr. 142. 仕立匠・裁斷匠・毛皮製造匠ツンフトについて Nr. 139. パン燒と製粉工のツンフトについて Nr. 141. 鍛冶匠ツンフトについて Nr. 143. 又一三七一年の錫鑄匠ツンフトについて Nr. 284. 一四三八年の船夫ツンフトについて Nr. 984。例外としての金細工匠ツンフトについては Nr. 522.

(3) 例へば一三七一年の鳥・野菜・バタ等食料商ツンフト規約(Ebenda. Nr. 286)

(4) 例へば雜貨商ツンフトについて Ebenda. Nr. 136. (g.)

(5) パン燒業の罰金は當初全部市會の收入となつてゐたが、一三四八年以後製造規定違反がツンフトによつて摘發された場合は、該罰金を市會とツンフトとが折半した。然し肉屋の場合はすべてを市會が徴收した。(Ebenda. Nr. 764. dd.)

(6) Keller, a. a. O. S. 163.

(7) Ernst Keller, Die Wirtschaftsgesinnung des mittelalterlichen Zunftlers. Schmollers Jb. 56. Jg. 2. Halbbd. (1932). S. 752-3.

(8) Keller, Preisregelung. S. 155.

(9) Schnyder, Quellen. Nr. 628, Keller, Preisregelung. S. 156.

(10) Schnyder, Quellen. Nr. 137. (g.)

(11) 一三三六年における葡萄酒・パン・皮革・靴の搬入禁止について Ebenda. Nr. 144. この違犯に對しては十マークの罰金と五ヶ年間の追放。

(12) 例へば外國毛皮商人について Ebenda. Nr. 139. (ff), (gg), (hh.).

五

前節に摘記した如くチューリヒの諸ツンフトは、その自主權において甚だ大なるものを有したし、又同市の市場を支配して外來者の競爭を殆んど全く封じたのであつた。これ等はそのまま移してチューリヒ市の手工業政策の特徴となるものである。一見したところ、これは中世都市の經濟政策として何等特記すべきものではないとの觀を與へ

る。然しこの政策は、チューリヒ市がツンフト勢力によつて支配された都市であつたが故に生じたものであつたと、いはねばならない。中世都市が類別されて、ツンフト勢力の統治する都市以外にパトリチア統治の都市があり、更にパトリチア＝ツンフト的都市があつたと做される時、その類別に應じて都市經濟政策にも亦三種の形態の存在が豫想されるわけであるが、しかも尙中世都市經濟政策として一括されて論ぜられることが多い。そしてその場合の內容としては、右のチューリヒ的なもののみが擧げられるの恒である。然しそれはチューリヒの如きツンフト支配の都市が中世都市の典型であるとの前提の下においてのみいひ得るところである。然るにツンフト支配の都市と明確に規定し得るものが僅かに同市のみであるといふ場合には、縱令絕對數の多寡が或る特質を構成する基準たり得ぬとしても、尙右の前提は甚だ根據の薄弱なものとならざるを得ない。果してツンフト勢力の支配した都市がチューリヒ以外になかつたかは直ちに斷定し得ないことを遺憾とするが、それにも拘らず一概に中世都市經濟政策を云々すべからざることだけは明言し得るところである。

この他方において一般に中世都市經濟政策が採りあげられる時、それは中世都市の發展に資したものを指すのであるか、又は都市經濟の封鎖性を結論せんがためのものに中心を置くかによつて、非常な開きが生ずることになる。素より都市經濟政策は該都市の發達のためのものでもあり同時にその沒落の萠芽をも含んでゐるものであつて、この兩者を峻別することは事實不可能に近い。且つ同一のものであつても、外界との條件更にはこれを運營する人の如何によつて、禍福いづれにも轉じ得る。若し中世都市經濟政策を以て該都市の進展のための手段となすならば、チューリヒ市にみられるものはこれに該當しない。反對にその停滯性を物語るには適切である。その所以については既に觸れたところである。

最後に本稿において論及し得なかつた點について一言して置く。それは第十五世紀前半以來チューリヒ市が廣大な近接農村を買收し又は武力によつて取得したことと關聯する。同市は一四二九年穀物取引に課した從來の制限を解いてゐるが、これは豐沃なキーブルク伯領を獲得した直後のことであつた。これ等近接農村を自領化することによつて、チューリヒは通例の中世都市の概念を越えて一箇の政治的領邦と化したともいふことが出來るのであり、それ故に市政首腦者の關心が經濟問題よりは外交や戰爭に、そして傭兵契約による利益獲得に向けられるやうになつたといふ解釋も下せる。ところで同市の農村支配とは、都市手工業者によつて支持された謂ゆる寡頭政治による支配なのであつたわけであるが、この衝に當るツンフト親方は農村に對して如何なる態度を持したのであつたらうか。據るべき資料を缺くが故に、彼等も亦パトリチア支配時代の市政擔當者たる市民と同じく、土地所有者となつたか否か不明である。然しそのいづれにしても同市の經濟的獨立を可能ならしめた農村そして農民の負擔に對して考慮を拂ふことが――縱令その負擔を增强するにしても又は輕減するにしても――彼等の任務の一つとなつたわけである。そしてかういつたことが、チューリヒ市を、更には同市の政策を、同じく南獨經濟圈に屬する狹義の獨逸都市のそれと異ならしめるに至つた一因とも考へられるのであるが、これについては後考に俟ちたい。

（昭和十七年十月三十七日）